

札幌市北白石地区センターの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市北白石地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市北白石地区センターの管理に関する協定第 7 条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市北白石地区センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 業務仕様書第 4-3-(3) の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市白石区北郷 3 条 7 丁目  
札幌市北白石地区センター運営委員  
代表者 会長 田畑 隆

